

富山市上下水道局告示第132号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和4年7月11日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工事名	曙町地区配水管布設替（その3）工事			
工事場所	富山市曙町地内			
工事番号	改良37			
工事完成期限	令和4年11月18日			
工事概要	1 配水管布設替工事 $\phi 75\text{mm}$ 160.0m 2 配水管仮設工事 $\phi 80\text{mm}$ 182.2m 3 配水管仮設工事 $\phi 65\text{mm}$ 1.0m 4 配水管仮設工事 $\phi 50\text{mm}$ 1.0m 5 給水管取付替工事 11箇所			
予定価格	20,680,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)			
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和4年7月25日時点の事実をもって行うものとする。			
入札地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。			
業種	水道管			
参加	総合点数等 入札参加資格決定通知書で通知された水道管工事の総合点数が1,010点以上1,310点未満であること。			

資格	施工実績 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の水道管工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
配置技術者	1 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、又は技術士法における同等以上の資格、若しくは1級配管技能士の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。 2 契約時において、他の工事の専任技術者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。
調査基準 価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	1級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（全ての業種の技術者を対象とする。）でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
その他	次の各号の工事の入札の落札者は、この入札の落札者となることができない。 (1) 曙町地区配水管布設替（その2）工事 (2) 曙町地区配水管布設替（その1）工事
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の閲覧期間	令和4年7月11日から同月25日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)

設計図書に対する質問期間	令和4年7月11日から同月19日まで
質問に対する回答期限	令和4年7月21日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和4年7月25日午後5時00分
開札日時及び場所	令和4年7月26日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有